

# 令和 5 年度 横浜市港南区生活支援センター事業計画書

## 1. 事業実施方針

令和 4 年に、港南区生活支援センターは開所して 20 年を迎えた。これまで地域の精神保健福祉の向上を目指して各種事業を実施してきたが、これからも横浜市の設置する施設として重要な役割を求められている。横浜市障害者プラン第 4 期では「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるまちヨコハマを目指す」が基本目標として掲げられている。この基本目標の実現に向けては、地域で安心して暮らすことができる体制作りが必要不可欠で、生活支援センターは、区や基幹相談支援センターとともに、「地域生活支援拠点」や「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の中核に位置付けられ、様々な取り組みを進めている。

令和 2 年 10 月に開始した生活支援センターの A 型と B 型の機能標準化以降、より地域に根差した相談支援やアウトリーチ支援が定着しつつあり、区自立支援協議会においても、3 機関との連携を強化しながら地域課題への取り組みが具体的に進められている。

こうした動きのなか、港南区生活支援センターは、地域で果たす役割と機能について、以下の 5 点に重点を置き、引き続き取り組んでいきたいと考える。

### 【1. 地域の身近な窓口（一次相談支援機関）として様々な相談に取り組む】

「ライフステージに合わせた支援」「ひきこもり支援」「発達障害者支援」の 3 点に重点をおく

### 【2. 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム」構築に向け、医療や行政と連携し、地域福祉として取り組む】

区内関係機関と構築した「ソーシャル・サポート・ネットワーク」を活かした実践を行う

### 【3. 「地域生活支援拠点機能」の整備に向け、具体的に地域の体制作りに取り組む】

障害者や家族の高齢化を踏まえた「親なき後」に備えると共に、入所施設や精神科病院からの地域移行を推進し、障害のある方の暮らしを地域全体で支えるため、ネットワーク強化を目指す

### 【4. 地域における障害者理解に向けて、普及啓発活動や地域人材の育成に取り組む】

### 【5. 地域で暮らす障害者の社会参加支援に取り組む】

## 2. 具体的事業内容

### (1) 日常生活の支援

#### <居場所支援>

- ① フリースペース… 利用者同士が自然と交流できるような安全で安心して過ごすことができる場を提供する。一人でゆっくり集中して静かに過ごしたい利用者向けに、区切られたスペースも設置している。感染予防対策に十分配慮した環境を整備している。

- ② 静養室 … 体調が優れなかったり休憩を取りたい時などに利用できる和室を提供する。  
男女別に分かれており、落ち着いて利用できる環境となっている。

<各種サービス提供>

- ① 夕食サービス
- ・ 500円以下の低価格で栄養のバランスに配慮した家庭の味を提供する。
  - ・ 利用者のニーズや季節に合わせた様々なメニューを取り入れる。
  - ・ 利用者が外出するきっかけとして、センター利用につなげる役割をもつ。
- ② 入浴サービス（石鹸、シャンプー販売 / タオル、マット、ドライヤー貸し出し）
- ・ 入浴サービスを通じて、身の衛生観念を身につけてもらう。
  - ・ 日常的に入浴が出来ていない方への声かけを適宜行う。
- ③ 洗濯サービス（洗剤販売）
- ・ 洗濯サービスを通じて、衣類の衛生観念を身につけてもらう。
- ④ インターネットサービス
- ⑤ 飲み物販売
- ⑥ コピー、印刷サービス
- ⑦ 物品の貸し出し（オーディオ機器、スポーツ用具）
- ・ 余暇支援の一環として、上記の物品を無料で貸し出している。
- ⑧ 新聞の購読
- ⑨ 各関係機関の情報誌（各種チラシ、リーフレット、各区センター便り）

<その他>

- ① 情報提供
- ・ 生活や福祉・制度・当事者活動に関する情報の掲示を行う
  - ・ 就労に関する情報を提供し、ニーズに合わせて就労支援機関につなげる役割を果たす
  - ・ センター便りの発行やホームページによる情報提供を行う
- ② リサイクルコーナーの活用（衣類、日用品）

## (2) 相談支援

精神障害の専門相談機関として、本人のみならず、家族や関係機関、地域からの生活全般の様々な相談に応じる。必要に応じてカンファレンスを実施し、医療・福祉施設・区役所・就労関連機関や地域等との連絡調整を行う。アセスメントをしっかりと行い、必要に応じて各種事業（計画相談支援、地域移行支援など）の利用登録につなげていく。

- ・ 生活・医療・対人関係・心理情緒・経済・就労・制度申請・手続きなど生活全般に関する相談に応じる。
- ・ 金銭管理に課題のある場合には、使い方や管理方法を一緒に考えるなどのサポートを実施し、必要に応じて関係機関と連携し支援を行う。
- ・ 高齢のセンター利用者について支援状況の確認をしながら、必要な取り組みを行う。地域包括支援センターと連携を強化し、障害と高齢の切れ目のない支援体制を整備する。

- ・ 地域関係機関と連携し、若年層の精神保健福祉やひきこもり支援に取り組む。
- ・ 基幹相談支援センターや地域ケアプラザ、区役所等と連携し、地域の中の「精神保健分野」における困りごとについての相談や各関係機関・地域へのコンサルテーションを行い、地域の精神保健福祉支援の向上に努めていく。
- ・ 区役所や医療機関、福祉関係機関、地域と連携して個別支援を推進し、カンファレンスを定期的・もしくは必要に応じて実施する。利用者の現状に合わせた支援方針を立てることで、それぞれの機関の役割分担を明確化し、情報の共有や交換、対応の統一化を図る。

### (3) アウトリーチ（訪問・同行支援）

- ・ 利用者の生活環境から見えてくる課題を把握するために、計画的な訪問や同行支援を行い、必要なサポートを整備していく。
- ・ 社会資源の利用や外出が困難な「ひきこもり」などのケースについては、本人や家族の現状を確認の上、関係機関と連携して丁寧な関わりを行い、実態の把握や支援につなげていく。
- ・ 日頃からの地域とのつながりのなかで情報共有を行い、潜在的な利用者の発見やニーズの掘り起こしを行っていく。
- ・ センターを日常的に利用しているケースで、生活面の課題が見える場合などは、訪問支援を行い、必要に応じて各種事業の利用登録につなげるよう努める。
- ・ 利用者に情報提供を行うなかで、地域の社会資源に積極的に同行しつないでいくことで、支援者間の連携を深め、本人を取り巻くネットワークを作る。

### (4) 専門相談

#### <精神科嘱託医による相談>

- ・ 区内精神科病院の協力のもと、精神科医による専門相談を実施する。（月2回程度）

#### ○対象者

- ・ 主治医はいるもののセカンドオピニオンとして医師の意見を求める方
- ・ 精神科受診はしていないが、不安や心配があり専門医に相談を求めている方
- ・ 家族や身近な人が精神疾患の疑いがあり、専門医に相談したい方

その他、センター職員や地域関係機関職員で、精神科医の助言を必要とする場合に相談を行う。

#### <臨床心理士による相談>

- ・ 臨床心理士による専門相談を実施する。（月2回程度）

#### ○対象者

- ・ 精神科通院しているが、心理的不安についてじっくり相談したい方
- ・ 自身の課題や今後の方向性について、一緒に考え整理してもらいたい方
- ・ 家族や身近な人との関わりについて相談したい方

その他、センター職員が担当するケースについて共有し、連携して支援にあたる。

## (5) 地域連携

港南区における精神保健福祉及び他障害関係機関とのネットワークを活かし、障害者支援に活用する。

- ① 港南区精神保健福祉ネットワーク部会（\*注 1）の定例会と各種活動
- ② 基幹相談支援センター、港南福祉保健センター高齢・障害支援課、地域ケアプラザとの定例会（基幹相談・定例カンファレンス、発達特定相談）
- ③ 地域関係機関への活動協力と施設提供（家族会、ボランティアグループ、関係機関等）
- ④ 地域福祉・教育関係機関との交流と活動（区障連等）
- ⑤ 区社会福祉協議会主催による「つながり事業」協力
- ⑥ 港南区自立支援協議会における活動（事務局、全体会、各種分科会）
- ⑦ 地域ボランティアの受入れ（傾聴、うたサークル、イベント補助等）
- ⑧ 体験ボランティア・体験学習の受入れ（地域住民、学生等）
- ⑨ 関係機関の事業所見学受入れ
- ⑩ 地域活動支援センターへの清掃業務の委託（わーくす）（\*注 5）
- ⑪ 関係機関と共同開催のイベント実施（バスハイク、港南ネットまつり（\*注 2）、あおぞら交流会（\*注 3）、そよかぜまつり（\*注 4）、合同防災訓練等）

（\*注 1）港南区精神保健福祉ネットワーク部会（港南ネット）… 令和元年度より自立支援協議会の分科会となった。区内の医療機関、地域活動支援センター、区福祉保健センター、家族会等で構成されている。2か月に1回の頻度で会議を開催。情報交換、勉強会、合同行事の企画などを行っている。

（\*注 2）港南ネットまつり… 港南ネット参加団体で実行委員会を設置し、年1回開催している。自主製品販売等を行い、地域住民や参加機関との交流を図っている。

（\*注 3）あおぞら交流会… 近隣福祉施設（当センター、地域ケアプラザ、社会福祉協議会、地域活動ホーム、保育園）の利用者、職員交流を行っている。

（\*注 4）そよかぜまつり… 近隣福祉施設、地域関係機関が年1回開催し、地域住民との交流を図っている。

（\*注 5）わーくす… NPO法人かるがも会の日常清掃作業

## (6) 自主事業

センターの内外で実施される様々な活動に参加する機会を通じて、コミュニケーションスキルや主体性・創造性を学ぶきっかけを提供する。

- ① 当事者主体のプログラムの開催
- ② 健康について考える講座・プログラムの開催
- ③ 運動を楽しむプログラムの開催
- ④ 余暇支援・障害理解に向けた講座・プログラムの開催
- ⑤ 季節イベントの開催（利用者、家族、ボランティアとの交流行事、区役所生活教室と協働したバスハイクによる交流）
- ⑥ 利用者の自主製品・作品の展示

## (7) 家族支援

- ・ 家族からの相談に応じ、必要に応じて個別支援、専門相談（嘱託医・心理士）や医療機関の利用につなげるなどの支援を行う。
- ・ 家族会との交流や活動協力を積極的に行う。（定例会・勉強会への参加、場所の提供など）
- ・ 家族に生活支援センターが「相談機関」としてより周知されるように、ホームページ・区役所・医療機関・地域ケアプラザなどの関係機関へセンター便りやチラシなどにより広報する。
- ・ ケアプラザや行政など地域関係機関と連携し、自宅訪問や面談・電話による継続的な相談に応じ、必要な支援を行う。
- ・ 家族の高齢化とともに、障害当事者の将来を不安視するケースも少なくないため、後見的支援制度などの見守り機能や福祉サービス等の社会資源につなげる役割を持つ。
- ・ 家族を対象とした講座やプログラムを企画する。

## (8) 普及啓発活動

- ・ 地域ケアプラザ等において、民生委員やケアマネジャー、ホームヘルパー等の支援者のほか地域住民に向けた普及・啓発講座を実施する。
- ・ 精神障害の理解に向けて、医療や家族会等の地域関係機関に、センターの機能や地域で果たす役割について普及する機会を持つ。
- ・ 地域関係機関と連携しながら、精神保健に関する講座や勉強会を通し、障害理解に向けて、小中学校など教育機関への広報活動を行う。
- ・ 地域関係機関と連携しながら、地域や家族、支援者を対象とした講座を開催したりイベントを企画するなど、精神障害の理解に向けた啓発を行う。

## (9) 精神障害者退院サポート事業

- ・ 他センターや、生活訓練施設、基幹相談支援センター等の関係機関と連携しながら、対象となる入院患者や医療従事者、病院等への事業説明・理解を求めるなど、啓発活動に積極的に取り組み、病院との関係強化に努める。
- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、生活支援センターの従来機能や「自立生活アシスタント事業」「自立生活援助」「計画相談」と連携した支援を行う。
- ・ 医療関係者や入院患者に対する「退院サポート事業」の説明など、病院との協働活動を通して、長期入院患者とセンター利用者との交流を促し、入院患者の退院意欲を高めていく。
- ・ 「精神障害者にも対応した地域包括ケアシステム構築」において、入院中の精神障害者の地域移行は重点的に地域で取り組むべき課題となっている。区自立支援協議会の「地域移行・地域定着部会」において、地域関係機関とともに引き続き具体的取り組みを行っていく。

## (10) 障害者自立生活アシスタント事業（自立生活援助）

- ・ 登録者に対し引き続き支援を行い、登録期間が長期化している方が、安心して支援終了できるような働きかけを行っていく。また、関係機関と連携し本事業を必要としている方を新たにつなげられるよう努める。

- ・ 登録者全ての個別支援計画書を本人同意のもと作成し、課題や目標を見据えた支援を行う。  
6か月毎に本人と区役所MSWと見直しを図り、必要に応じて変更・改善を行いながら自立生活に向けて本人の力を引き出せるよう個別支援の充実を目指す。
- ・ 契約者が、支援センターのサービスを利用しながら単身生活を継続できるように、今後も支援センターにつなげる支援を積極的に行っていく。
- ・ 「計画相談支援事業」と連携し、法定サービスである「自立生活援助事業」に積極的に取り組み、登録者の地域生活をセンターで包括的にサポートする。
- ・ 「退院サポート事業」と連携しながら、長期入院患者の退院後の支援体制を整備し、地域生活が継続できるようチームで関わっていく。

## (11) その他、センター設置目的を達成するために必要な事業

- ① 個人情報保護・開示の取り組み
- ② 情報開示への取り組み
- ③ 事故防止安全対策
- ④ 利用者の意見・苦情への対応（苦情解決規則、第三者委員の設置、アンケート実施）
- ⑤ 福祉・看護職従事者等の育成協力
- ⑥ ボランティアの育成
- ⑦ 災害時における在宅要援護者のための福祉避難場所の協力

## (12) 指定特定相談支援事業（計画相談支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区とする。
- ・ 区高齢・障害支援課や、その他地域の関係機関と連携して契約者拡大に努め、事業展開を目指す。（数値目標 50件）
- ・ センター利用者のなかで、計画相談支援が必要と思われるケースを見極め、利用登録につなげるようにし、より良い生活に向けたケアマネジメントを実践する。
- ・ センターで実施する事業（自立生活援助・地域一般相談支援事業）と連動しながら、職員体制を整備して計画相談支援に取り組む。
- ・ 地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等に応じて、福祉・保健、医療・教育・就労・住宅等の幅広い領域にまたがるサービスを、多様な事業者から一体的・総合的に受けられるよう、サービス等利用計画の作成（プランニング）、支援の評価（モニタリング）を始めとする計画相談支援を提供する。

## (13) 指定一般相談支援事業（地域移行支援）

- ・ 事業の実施地域は、横浜市全域とする。
- ・ 利用者の主治医や病院職員、地域関係機関と連携を図りつつ、退院に向けて地域移行支援計画を作成し、本人のペースに合わせた無理のない丁寧な関わりをする。
- ・ これまで実施してきた退院支援の地域ネットワークを活かし、利用者の要望を取り入れなが

ら、その障害特性に合わせた社会資源につなげるよう支援を行う。

- ・ 退院後の安定した生活の維持・継続と社会参加を見据え、事業所で実施する他事業への移行も踏まえながら、支援体制を確立する。
- ・ 利用者への退院意識をもつていただく関わりや退院後の地域生活における不安軽減のため、地域で生活する当事者とも関わりが持てるよう、必要に応じて入院中から支援センターにつなげる支援を行う。利用者の退院後の居住地が港南区以外であれば、その地域の支援センターとも連携する。

#### **(14) 指定一般相談支援事業（地域定着支援）**

- ・ 事業の実施地域は、横浜市港南区とする。
- ・ 利用者が安心して地域生活が送れるように、日頃から身近な相談者として寄り添いながら支援を行うとともに、障害によって生じうる緊急事態にも適切に対応できるよう、常時の連絡体制を確保する。
- ・ 利用者の障害特性や生活状況・抱えている課題などを把握し、関係機関と連携しながら、本人の病状悪化を未然に防ぐことができるよう支援を行う。
- ・ 利用者が支援センターのサービスを利用しながら地域生活を継続できるよう、また多くの支援者による見守り体制を築くため、事業所にもつながるような支援を行っていく。
- ・ 事業所が実施している「退院サポート事業」「自立生活アシスタント事業」の利用者のなかで、移行が可能と思われる方に対しては、緊急時の対応を主とした「地域定着支援事業」の利用を勧めていく

## 令和5年度精神障害者生活支援センター収支予算書

施設名：港南区精神障害者生活支援センター

運営法人：社会福祉法人 青い鳥

### 【収入】

(単位:千円)

科目	金額				内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立支援アシスタント	
指定管理料	79,495	66,717	4,199	8,579	
法人負担金	0				
<b>合計</b>	<b>79,495</b>	<b>66,717</b>	<b>4,199</b>	<b>8,579</b>	

### 【支出】

科目	金額				左記「金額」のうち法人負担金額	内訳・説明等
	計	生活支援センター本体	退院サポート	自立生活アシスタント		
人件費	65,485	53,607	3,795	8,083	0	
所長						常勤1名
常勤職員						常勤5名
非常勤職員	10,678	9,610	534	534		非常勤4名
アルバイト	3,877	3,877				アルバイト4名
調理アルバイト	2,149	2,149				
嘱託医賃金	798	798				
法定福利費	8,131	6,512	530	1,089		
退職給与引当金	1,487	1,220	90	177		市社協・福祉医療
福利厚生費	36	28	2	6		はまフレンド
労務厚生費	174	157	6	11		健診、検便等
施設管理費	6,560	6,560	0	0	0	
光熱水費	4,000	4,000				ケアプラザと按分
庁舎管理	2,710	2,710				〃
入浴サービス等実費徴収額	-150	-150				
運営費	4,750	3,850	404	496	0	
旅費	300	160	60	80		
消耗品費	571	457	57	57		感染症対策品、コピー機関連
印刷製本費	0	0				
修繕費	595	595				
通信運搬費	800	560	80	160		電話、インターネット等
賃借料	1,005	623	191	191		PC、コピー機、製氷機等
備品等購入費	300	300				
保険料	450	450				
雑費	729	705	16	8		別紙参照
本部繰入金	2,700	2,700				
<b>合計</b>	<b>79,495</b>	<b>66,717</b>	<b>4,199</b>	<b>8,579</b>	<b>0</b>	